

第4回アフリカ開発会議(TICADIV)ロゴ使用要綱

1 付与の対象

- (1) アフリカ開発会議(TICAD)の趣旨に合致するものとして、TICAD共催者(外務省、国連開発計画東京事務所、世界銀行東京事務所)及び横浜市のうち、いずれかが承認した場合に付与の対象となります。
- (2) 特定の政治活動や宗教活動あるいは特定の商業活動は、ロゴの使用はできません。ただし、アフリカ開発に真に資すると認められる特別な事情がある場合には、ロゴの使用を承認することがあります。

2 申請方法

(1) 必要書類

- (イ) 第4回アフリカ開発会議(TICADIV)ロゴ使用申請書(様式1)
 - (ロ) 誓約書(様式2)
 - (ハ) 使用目的が明確となるような資料
- (ニ) 申請事業主体の活動内容を表す資料

(2) 申請書提出先

(イ) 外務省中東アフリカ局アフリカ第二課

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話:03-5501-8317 / FAX:03-5501-8318

(ロ) 国連開発計画(UNDP)東京事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 UNハウス8階

電話:03-5467-4751 / FAX:03-5467-4753

E-mail:registry.jp@undp.org

(ハ) 世界銀行東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル10階

FAX:03-3597-6695

(ニ) 横浜市開港150周年・創造都市事業本部戦略的事業誘致課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話:045-671-4349 / FAX:045-663-9212

E-mail:ts-jigyoyuchi@city.yokohama.jp

(3) 承認方法

提出された申請書等に基づき審査の上、使用を承認するものについては承認書(様式3)及びロゴマークデータを送付します。なお、承認書に付された条件には必ず従ってください。

3 使用承認の取り消し等

使用承認を受けた場合でも、その後に、虚偽の申請、申請の目的以外の使用、承認の条件に違反等、使用要綱に反していることが判明した場合、その他にTICAD共催者または横浜市が必要と認めた場合には、使用条件の変更、使用承認の取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあります。

平成19年10月24日 制定

平成21年11月17日 改訂